

議案第68号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成24年養父市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「養父市長の選挙に限る。」を削る。

第7条中「(養父市長の選挙における候補者に限る。以下この条、第9条及び第10条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

議案第68号 養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、養父市議会議員及び養父市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>養父市長の選挙に限る。</u>以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者（<u>養父市長の選挙における候補者に限る。</u>以下この条、第9条及び第10条において同じ。）は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、養父市議会議員及び養父市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>